

平成27年度栃木県議会 第331回通常会議議案（1）目次

第1号議案	平成27年度栃木県一般会計補正予算（第1号）	1
第2号議案	平成27年度栃木県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）	9
第3号議案	平成27年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第1号）	11
第4号議案	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	15
第5号議案	栃木県県税条例の一部改正について	17
第6号議案	栃木県防災会議条例の一部改正について	19
第7号議案	栃木県流域下水道条例の一部改正について	21
第8号議案	栃木県県営住宅条例の一部改正について	23
第9号議案	栃木県公安委員会委員の任命同意について	25
第10号議案	栃木県公害審査会委員の任命同意について	27
第11号議案	工事請負契約の締結について（機動センター庁舎新築工事）	29
第12号議案	工事請負契約の変更について（一般国道400号下塩原第二トンネル（仮称）本体建設工事）	31
第13号議案	工事請負契約の変更について（小山警察署庁舎新築工事）	33

第14号議案	平成26年度栃木県電気事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	35
第15号議案	平成26年度栃木県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	37
第16号議案	平成26年度栃木県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	39
第17号議案	平成26年度栃木県病院事業会計資本剰余金の処分について……………	41
認定第1号	平成26年度栃木県病院事業会計決算の認定について……………	43
認定第2号	平成26年度栃木県電気事業会計決算の認定について……………	45
認定第3号	平成26年度栃木県水道事業会計決算の認定について……………	47
認定第4号	平成26年度栃木県工業用水道事業会計決算の認定について……………	49
認定第5号	平成26年度栃木県用地造成事業会計決算の認定について……………	51
認定第6号	平成26年度栃木県施設管理事業会計決算の認定について……………	53
報告第1号	栃木県立病院の診療料金等に係る債権の放棄に関する報告について……………	55
報告第2号	平成26年度栃木県水道事業会計継続費精算報告書の報告について……………	57
報告第3号	平成26年度栃木県工業用水道事業会計継続費精算報告書の報告について……………	59
報告第4号	知事の専決処分事項報告について……………	61

第1号議案

平成27年度栃木県一般会計補正予算（第1号）

平成27年度栃木県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,364,050千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 813,514,050千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成27年9月17日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		95,292,324	432,665	95,724,989
	1 国庫負担金	50,988,027	134,974	51,123,001
	2 国庫補助金	42,000,526	269,416	42,269,942
	3 委託金	2,303,771	28,275	2,332,046
12 繰入金		23,979,411	243,631	24,223,042
	2 基金繰入金	23,567,672	243,631	23,811,303
13 繰越金		1,000,000	684,192	1,684,192
	1 繰越金	1,000,000	684,192	1,684,192
14 諸収入		103,998,440	36,562	104,035,002
	7 雑収入	1,784,932	36,562	1,821,494
15 県債		96,387,000	967,000	97,354,000
	1 県債	96,387,000	967,000	97,354,000
歳入合計		811,150,000	2,364,050	813,514,050

歳 出					(単位千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
3 民 生 費		101,888,900	366,043	102,254,943	
	1 社 会 福 祉 費	56,213,403	226,325	56,439,728	
	2 児 童 福 祉 費	39,256,728	132,718	39,389,446	
	3 生 活 保 護 費	3,656,439	7,000	3,663,439	
4 衛 生 費		64,610,847	396,347	65,007,194	
	1 公 衆 衛 生 費	26,869,289	194,693	27,063,982	
	4 医 薬 費	23,316,199	201,654	23,517,853	
5 労 働 費		2,877,279	2,138	2,879,417	
	2 職 業 訓 練 費	1,700,330	2,138	1,702,468	
6 農 林 水 産 業 費		36,923,376	343,832	37,267,208	
	3 農 地 費	10,792,395	129,200	10,921,595	
	4 林 業 費	9,796,594	214,632	10,011,226	
7 商 工 費		81,249,794	28,275	81,278,069	
	1 商 工 費	79,842,600	28,275	79,870,875	

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		71,625,924	1,200,000	72,825,924
	1 土 木 管 理 費	4,866,004	15,000	4,881,004
	2 道 路 橋 り よ う 費	41,292,654	705,000	41,997,654
	3 河 川 費	12,172,805	480,000	12,652,805
9 警 察 費		45,524,968	27,415	45,552,383
	2 警 察 活 動 費	1,172,140	27,415	1,199,555
歳 出 合 計		811,150,000	2,364,050	813,514,050

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
5 労働費	3 失業対策費	人材確保・就職支援事業費	2,250

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
快適で安全な道づくり事業(補助)(板荷引田トンネル)	平成28年度	340,000
快適で安全な道づくり事業(補助)(栃木市大町)	平成28年度	200,000
ダム施設保全事業(補助)(塩原ダム)	平成28年度	80,000
道路保全事業(県単)	平成28年度	1,400,000
快適で安全な道づくり事業(県単)	平成28年度	300,000
河川砂防保全事業(県単)	平成28年度	200,000
河川砂防施設づくり事業(県単)	平成28年度	100,000

第4表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備費	357,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	433,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
地方道路等整備事業費	5,273,000	同上	同上	同上	5,978,000	同上	同上	同上
河川等整備事業費	1,270,000	同上	同上	同上	1,456,000	同上	同上	同上

第2号議案

平成27年度栃木県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度栃木県流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

平成27年9月17日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 債務負担行為補正

追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
北 那 須 流 域 下 水 道 管 理 費	平成28年度から平成30年度まで	1,198,000
渡良瀬川下流流域下水道管理費（大岩藤処理区）	平成28年度から平成30年度まで	817,000
渡良瀬川下流流域下水道管理費（思川処理区）	平成28年度から平成30年度まで	872,000

第3号議案

平成27年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成27年度栃木県用地造成事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成27年度栃木県用地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
2 土地造成事業費	351,000千円	800,000千円	1,151,000千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「過年度分損益勘定留保資金 2,440,820千円及び当年度分損益勘定留保資金 270,180千円」を「過年度分損益勘定留保資金 1,709,351千円及び当年度分損益勘定留保資金 1,001,649千円」に改める。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 資本的収入	934,000千円	800,000千円	1,734,000千円
第1項 企業債	922,000千円	800,000千円	1,722,000千円

支 出

第1款 資本的支出 3,645,000千円 800,000千円 4,445,000千円

第1項 建設改良費 406,604千円 800,000千円 1,206,604千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のように改める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地造成事業費	千円 922,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	千円 1,722,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

平成27年9月17日提出

栃木県知事 福田 富一